

死亡事例検証報告書の概要

1 検証の目的

虐待による死亡事例について、事実関係及び問題点・課題等を整理するなどの検証を行い、再発を防止するための方策等について提言することを目的とする。

なお、この検証は、特定の機関や組織、個人の責任の有無を迫及するものではない。

2 検証の方法

「地方公共団体における児童虐待による死亡事例等の検証について」（平成20年3月14日付厚生労働省課長通知）に基づき、死亡事例検証委員会において、検証を実施。

3 事例の概要

令和元年10月26日未明、A市の自宅倉庫において、実母が男児を出産した後、頭部に何らかの方法で複数回の打撃を加え、殺害。

実母は殺人の容疑で逮捕され、裁判員裁判の結果、令和2年9月18日、懲役6年の実刑判決を受けた。

4 事例検証による現状と課題

(1) 平成26年に、国の社会保障審議会が、児童虐待による生後0日死亡の検証を行い整理した4項目の支援策に対する現状と課題

支援策①：妊娠から出産に至るまで、切れ目のない相談・支援が行える体制の整備と相談窓口に関する周知

ポスター掲示やリーフレット配布等により、相談窓口の周知に取り組んでいたが、実母の実際の相談には繋がらなかった。

→ 受動的ではなく、行政と地域等が連携した積極的な相談対応が必要

支援策②：妊婦が産科医療機関を受診した機会を捉え、切れ目無く行政サービスに結びつくよう医療機関と行政との連携を強化

実母は、妊娠届を提出せず、産科医療機関も受診しなかったため、行政機関は実母の妊娠に気づけなかった。

→ 相談しやすい雰囲気づくりや職員の対人スキルの向上が必要

支援策③：妊婦やその家族に対して、行政サービスや相談の場、養子縁組や里親制度に関する適切な情報提供

相談窓口や支援制度の周知のため、チラシの設置や制度説明会の開催等に取り組んでいるが、実母が相談窓口を利用するに至らなかった。

→ 新たなコミュニケーションツールを利用した情報提供体制の整備等が必要

支援策④：思春期からの性に関する正確な情報提供

赤ちゃんふれあい体験学習など思春期保健教育は行っているが、望まない妊娠が社会問題の一つになっている。

→ 望まない妊娠の予防教育への取組が必要

(2) (1) 4項目以外に、検証委員から指摘のあった現状と課題を検証

現状①：第1子、第2子が児童養護施設入所中、実母は結婚と離婚を繰り返し、第4子から第6子を妊娠・出産した点

→ 兄の児童養護施設入所中も、家族全体の状況変化の積極的な把握が必要

現状②：第1子、第2子の児童養護施設入所措置解除後、4年経って事件が発生した点

→ 兄の児童養護施設退所後も、関係機関が連携し、継続的な見守りが必要

現状③：関係機関が実母の異変に気付かず、支援が必要ないと認識していた家庭で発生した点

→ 民生・児童委員など、地域住民も含めた見守り体制の充実が必要

現状④：兄姉はリスクの高い出産経緯であった点

→ 過去、乳幼児健診未受診などの経歴がある場合には、その後の家庭に対して継続的な見守りが必要

3 再発防止に向けた提言

(1) 多様な相談窓口の整備について

→ 新しいコミュニケーションツールに対応した相談窓口の開設

(2) 専門職員の資質向上

→ 子ども家庭福祉に関わる専門職に対し、困難に直面する家族等の心情理解及び対人援助に関する研修の充実

(3) 家族全体を支援対象として関わる必要性

→ 定期的な会議等により、関係機関が家族全体の状況を共有
民生・児童委員等による、地域の見守り、支え合いの気運醸成

(4) 関係機関間の連携の強化

→ ケース会議や研修を通じた職員間の関係づくり

(5) 生まれてくる子どもを虐待から守るための教育等の充実

→ 望まない妊娠の防止や、生まれてくる子どもを虐待から守るための教育の充実

4 国への提言

(1) 乳幼児健康診査の受診結果の保存・共有

(2) 自治体の研修や職員の資質向上を推進する体制整備や予算の確保

(3) データや収集した情報の効率的な活用